

農業委員会等に関する法律の一部改正及び法改正に伴う 農業委員の選出方法の変更について

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布されたので、法改正の概要及び法改正に伴う農業委員の選出方法の変更について、下記のとおり報告する。

記

1 改正法の目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営等について定め、もって農業の健全な発展に寄与する。

2 主な改正内容

(1) 農業委員会業務の重点化

農業委員会は、区域内農地等の利用の最適化を推進する。(新法第6条第2項) ※農地利用の最適化の推進が、任意業務から必須業務に移行

(2) 農業委員の選出方法の変更

委員は、農業に関する識見を有する等の者のうちから、区市町村長が議会の同意を得て任命する。(新法第8条第1項)

※ 公選制から任命制に変更。公選・選任委員の区別はなくなる。

(3) 農地利用最適化推進員の新設

農業委員会必置の市町村は、農地利用最適化推進委員を委嘱する。(新法第17条) ※最適化を推進する大規模な農地がない区市町村(東京都ではほとんどが該当)は、推進委員を委嘱しないことができる。(ただし書き)

3 改正後の農業委員の選出方法

(1) 委員は、農業に関する識見を有する等の者のうちから、区市町村長が議会の同意を得て任命する。(新法第8条第1項) 《再掲》

(2) 委員の定数は条例で定める。(新法第8条第2項)

(3) 委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めなければならない。(新法第8条第6項)

- (4) 委員の任命に当たっては、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者から推薦を求めるとともに、公募をしなければならない。(新法第9条第1項)
- (5) 区市町村長は、推薦を受けた者及び応募したものに関する情報を整理し、公表しなければならない。(新法第9条第2項)
- (6) 農業協同組合等及び議会の推薦による委員の推薦規定は削除される。(旧法第12条)

4 施行日

平成28年4月1日

5 任期中の農業委員について(経過措置)

- (1) 現任農業委員は、その任期満了日(平成29年7月19日)まで在任するものとする。(新法附則第29条第2項)
- (2) 現任農業委員は、施行日以降退任した場合は補充できない。(新法附則第29条第2項)

6 今後の対応

- (1) 議会の推薦による農業委員に関する調整
平成28年4月1日以降に議会選出議員が辞職すると補充されない。
- (2) 推薦・公募に対応する体制の確立
区市町村長は、任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(省令第5条第2項)
そのために、「区長が議会の同意を得て任命する」ことを、円滑に行うための選考手続きを定めていく。※農業委員候補者評価委員会の設置等。

7 今後のスケジュール

- (1) 農業委員会に報告 平成28年1月
- (2) 定数条例の提案 現任農業委員の任期中に、議会に提案

改正法をもとにした農業委員の選任手続き等のイメージ

板橋区農業委員会委員の定数条例 ○○人

推薦・公募開始（期間1か月）

